

公共施設

営利企業へ 無償・減額貸付可能に！



行政財産は、地方自治法に定めていらないものは貸付け・交換・売り払い・譲与などはできませんが、民間が市の土地に介護老人福祉施設などを整備する際、貸借契約書締結前に行政財産からの用途変更を行い、普通財産として貸し付けを行っています。2006年度の自治法改正により目的外使用として貸付けが可能となりました。

2018年1月現在、庁舎などの公共施設に自動販売機の設置が56件、売店や食堂などが10件、障がい者団体・社会福祉協議会・うらやす財団などへ許可しています。

今回の条例案を改定すると売店が入札が可能となり5年間使用することができます。市は説明していますが、すでに、新庁舎に設置された自動販売機1件は入札による貸付け方式で5年間の許可を採用しています。

市が整備して指定管理者にて運営させていく34施設の保育園や福祉施設などの中、14施設を民営化する方針を昨年4月に打ち出しています。更に、3月議会では保育園5園を指定管理から民間が設置・運営する「公私連携型に移行」することを明らかにしました。

子ども・子育て支援新制度が2015年4月から実施され、自治体と事業者が協定を結んだ公私連携型保育所では、公有財産を営利企業も含めて時価より安く事業者へ引き渡すことが可能になっていきます。このしくみを使って公立施設の民営化や統廃合が促進される危険性があります。

保育園5園に 貸与・譲渡可能に！

これまで目的外使用 として貸付可能

市が所有する土地や建物などの「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」に分類されていますが、3月議会では「行政財産」を民間に無償貸付又は、時価より低い価額で貸付できるとする条例の改定案があり、日本共産党以外の議員は賛成したため可決されました。

週刊 日本共産党 市議会報告

2019年3月25日

第1496号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
E&FAX
047-350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
E 047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
E 047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

元木市議から バトンタッチ

市政に挑戦！

日本共産党
市雇用・若者
相談室長

かなや 誠



市の財産			
公有財産	行政財産	公用財産(市が直接使用する財産)庁舎・消防施設など	一部の場合を除き、原則『貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的すること・信託すること・私権を設定すること』ができます、違反する行為は無効となります(地方自治法第238条の4)。⇒条例で定める場合を除く(地方自治法第96条の6)
物品		公共用財産(市民が共同利用する財産)学校・保育所・図書館・公民館・公営住宅・公園など	
債権		普通財産 行政財産以外の公有財産。『貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的すること・信託すること(土地)・私権を設定すること』ができる。市の行政に貢献させるために管理処分する性質のものとされている。	
基金			



貸付型の奨学金が廃止に！

これまで、日本共産党は返済のいらない給付型奨学金の創設や充実と共に、高額な学費の実態に合わせた貸付型の入学準備金や月々支給される修学金の増額と他制度を併用して借りることができるよう改善を求めてきました。

市の貸付型の奨学金は無利子です。私立大に進学する場合、市の貸付金額は、入学準備金は50万円以内、修学金は月2万5千円以内となっています。

他制度との併用や増額が求められていた

貸付型種類	修学金(月額)	入学準備金
高等学 校等	公立 12,000円以内	100,000円以内
	私立 15,000円以内	200,000円以内
専修学 校等	公立 15,000円以内	150,000円以内
	私立 20,000円以内	400,000円以内
短期大学	公立 15,000円以内	150,000円以内
	私立 20,000円以内	400,000円以内
大学	公立 20,000円以内	200,000円以内
	私立 25,000円以内	500,000円以内

貸付型奨学金 の推移	2015年度		2016年度		2017年度	
	修学金	入学 準備金	修学金	入学 準備金	修学金	入学 準備金
高等学校等	1人	4人	0人	5人	0人	3人
大学等	26人	10人	31人	14人	39人	7人
計	27人	14人	31人	19人	39人	10人
合計	41人		50人		49人	

貸付型の奨学金制度として現日本では、市として返済のいらない給付型奨学金を創設していることや、日本学生支援機構の奨学金や教育支援資金を利用すると良いなどとして、市の貸付型は役割を終えたとしています。※日本学生支援機構・文部科学省所管の独立行政法人が生徒・学生等を支援するために奨学金の貸与を実施。※教育支援資金・社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に自立と安定を目的に資金の貸付を実施。

他制度との併用や増額が求められていた

今回、日本学生支援機構や修学資金貸付制度を利用すると良いなどとしていますが、これまでも、これらの制度を利用しようとすると可能ですが、市の中の奨学資金貸付制度を信頼して利用されている学生への支援策をバツサリと切り捨てる政策には納得できません。

国の給付型奨学金は、消費税増税分を財源としており、対象も学生約350万人の1割程度でしかない状況です。

市の給付型奨学金の充実と共に貸付型の充実も推し進める必要があります。

浦安市の貸付型の奨学金は、高校や大学等へ入学・修学を希望しても経済的理由により修学が困難な学生に対し、学資を貸し付けることで修学を容易にすることを目的として まし た。

市は他制度と併用できない理由として、「修学上必要な学費としており、将来の返済等も考慮した設定となつていることから、他の奨学金制度との併用での利用はできない」としてきま
した。

役割を終えた？？

廃止ではなく制度の充実こそ！

鹿児市は貸付型の奨学金は「役割を終えた」として、来年3月末日で廃止する条例案を3月議会に提出し、賛成多数で可決されています。日本共産党は「廃止ではなく存続を」と求めました。